

第 28 号 議 案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(種類) 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 <u>(11) 夜間学級担当手当</u> (教員特殊業務手当) 第 3 条 教員特殊業務手当は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）第 1 条及び第 2 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員で、職務の級が職員給与条例別表第 4 イ教育職給料表(2)若しくは同条例別表第 4 ウ教育職給料表（三）又は市町村立学校職員給与条例別表第 1 小学校中学校教育職給料表若しくは同条例別表第 2 高等学校教育職給料表の 1 級、 2 級又は特 2 級である者が次	(種類) 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (教員特殊業務手当) 第 3 条 教員特殊業務手当は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）第 1 条及び第 2 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員で、職務の級が職員給与条例別表第 4 イ教育職給料表(2)若しくは同条例別表第 4 ウ教育職給料表（三）又は市町村立学校職員給与条例別表第 1 小学校中学校教育職給料表若しくは同条例別表第 2 高等学校教育職給料表の 1 級、 2 級又は特 2 級である者が次

に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。次号及び第5号において「職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の規定により例によることとされる週休日を含む。次号及び第5号において「週休日」という。）若しくは職員給与条例第13条及び市町村立学校職員給与条例第11条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは職員給与条例第15条後段及び市町村立学校職員給与条例第13条後段の人事委員会規則で定める日（次号及び第5号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は職員勤務時間条例第5条の規定により勤務日のうち半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは週休日とされた日において半日勤務時間を割り振られた日に行うもの

(5) 略

2 略

（夜間部兼務手当）

第4条 夜間部兼務手当は、昼間部の授業を本務とする県立の学校に所属する職員（以下「県立学校職員」という。）が、夜間部の授業を行ったとき又は中学校若しくは義務教育学校の後期課程（以下「中学校等」という。）の

に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第1項に規定する週休日（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の規定により例によることとされる週休日を含む。次号及び第5号において「週休日」という。）若しくは職員給与条例第13条及び市町村立学校職員給与条例第11条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは職員給与条例第15条後段及び市町村立学校職員給与条例第13条後段の人事委員会規則で定める日（次号及び第5号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。次号において「職員勤務時間条例」という。）第5条の規定により勤務日のうち半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは週休日とされた日において半日勤務時間を割り振られた日に行うもの

(5) 略

2 略

（夜間部兼務手当）

第4条 夜間部兼務手当は、昼間部の授業を本務とする県立の学校に所属する職員（以下「県立学校職員」という。）が、夜間部の授業を行ったときに支給する。

<u>夜間において授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）以外の学級の授業を本務とする職員が、中学校等の夜間学級の授業を行ったときに支給する。</u> 2 略 （昼間部兼務手当） 第5条 昼間部兼務手当は、夜間部の授業を本務とする県立学校職員が、昼間部の授業を行ったとき<u>又は中学校等の夜間学級の授業を本務とする職員が、中学校等の夜間学級以外の学級の授業を行ったときに支給する。</u> 2 略 <u>（夜間学級担当手当）</u> 第13条 <u>夜間学級担当手当は、夜間学級を置く中学校等において、本務として校長の職にある者、本務として夜間学級に関する校務をつかさどる副校長、本務として夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する主幹教諭並びに本務として夜間学級を担当する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、夜間学級担当手当を受ける者の給料月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u> （1）<u>校長、副校長及び教頭 100分の4</u> （2）<u>前号に掲げる職員以外の職員 100分の5</u> 第14条及び第15条 略	2 略 （昼間部兼務手当） 第5条 昼間部兼務手当は、夜間部の授業を本務とする県立学校職員が、昼間部の授業を行ったときに支給する。 2 略 第13条及び第14条 略
---	---

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1)～(9) 略 <u>(10) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号。第13条の規定に限る。）</u> (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による勤務時間をいう。この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。 (1)及び(2) 略 2 及び 3 略	(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1)～(9) 略 (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による勤務時間をいう。この項及び第8条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。 (1)及び(2) 略 2 及び 3 略

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則	附 則

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、第19条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例第14条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。	(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、第19条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例第13条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

長崎県内の中学校において夜間に授業を行う学級が設置されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。